

令和2年度第2回我孫子市文化財審議会

1. 開催日時 令和3年2月16日（火）午後2時～3時15分
2. 開催場所 オンラインでの開催
3. 出席者
(委員)
梅村恵子会長、金丸和子副会長、浅間茂委員、西川誠委員、古里節夫委員、佐野賢治委員、河東義之委員
(事務局)
木下登志子生涯学習部長、小林由紀夫文化・スポーツ課長、辻史郎主幹、斉藤晴美主査長、海老原かおり主査、今野澄玲主任（学芸員）
4. 議 題 1) 指定文化財について
 2) 指定文化財候補について
5. 公開・非公開の別 非公開（通信環境が悪いため）
6. 議事概要

- 小林課長 定刻になりましたので会議をはじめさせていただきます。
 本日は、お忙しい中ご出席いただきありがとうございます。本会は、令和2年度の第2回文化財審議会になります。どうぞよろしくお願い致します。
- 今回は初めてオンライン上での審議会の開催となりました。ご理解、ご協力いただきましてありがとうございます。ご発言にあたり、お願いがございます。初めにお名前をお知らせいただき、ご発言ください。また、いつもより少し大きな声で、ゆっくりとお話してください。
- それでは、梅村会長、議事進行をよろしく願いいたします。
- 梅村会長 本日はよろしくお願い致します。令和2年度第2回我孫子市文化財審議会を開催致します。事務局から資料の確認をお願いします。
- 小林課長 資料を確認します。「会議次第」が1枚、資料1)として「井上家資料調書」が6パターン、井上家資料に関する過去の審議会議事録抜粋、我

が国の文化財保護の体系図、諮問書の写し、答申（案）になります。今回の指定文化財候補の所有は我孫子市のため、文化財指定同意書は省略しています。

なお、諮問書の原本につきましては、井上家資料調書の内容が決定した後、原本を梅村会長に、写しを委員の先生方にお送り致しますので差し替えをお願い致します。

資料2)として「我孫子市指定文化財候補一覧」、我孫子市指定文化財候補調査票。以上になります。不足資料はございませんでしょうか。

梅村会長 よろしいでしょうか。では、議題に入ります。1) 指定文化財（井上家資料）について、事務局から説明をお願いします。

小林課長 井上家資料は平成30年6月28日に指定文化財候補となり、有形文化財指定（歴史資料）として検討することになりました。その後、令和元年6月25日に今後の方針について、①文書は井上家が江戸の商人で手賀沼干拓に乗り出し、昭和期まで干拓を続けたこと、大正末期に鉄筋コンクリートで作り直すなど、当時としては最新の建築資料など多いことから、目録に記載されている資料を指定文化財とする②民具も将来的に重要になる可能性が高く、また、低湿地の開拓を視点とする低湿地文化論を見るうえでも井上家に伝わる民具は必要となる 等のご意見をいただき、目録にある歴史資料と民具資料を一括して指定するということになりました。

調書は西川委員に書いていただくことになり、井上家資料が保管されている湖北特別支援学校と旧井上家住宅を視察していただきました。通常は本審議会において、文化財指定申請書と文化財指定書の同意の提出がありますが、本件の資料については市所蔵の資料であるため、このまま諮問を行いたいと思います。

梅村会長 それでは諮問書によりまして「井上家資料」の指定について審議を行います。事務局から諮問内容について説明をお願いします。

辻主幹 井上家資料については、平成25年度に井上氏より我孫子市相島新田1番地に所在する建物、および家具類、什器類、衣服類書画類、古文書類、農具類一式が寄付されました。このうち建物等9棟が、我孫子市指定文化財旧井上家住宅となっています。一方、家具類などの資料一式は古文書を中心に多岐にわたり、資料も膨大であることから、市

では平成 28 年度から 2 か年をかけて整理作業を行い、平成 30 年 3 月に『旧布佐町 井上家資料目録 (1) ～ (3)』を刊行しました。主なものとしては手賀沼干拓もさることながら、鳥獵、真菰取りなどを含めた手賀沼に関する資料、村政から布佐町政につながる資料が多くありました。これらの資料から、手賀沼を中心とした近隣の村々との関わりなどを詳細に見ることができます。

第 12 代当主井上二郎に関する資料も多く、明治時代から大正時代にかけて、土木技師として全国で活躍していた際の資料と、昭和初期から行われた手賀沼干拓に関わった際の資料の大きく二つに分けられます。土木関係の資料からは、日本の土木史がわかります。また、手賀沼干拓に関わる資料からは、晩年彼に関わった手賀沼干拓について詳細に把握できる貴重な資料群となっています。そのほかにも家族の書簡や民具、写真などから井上家の歴史とともに、当時の生活を垣間見ることができる資料があります。

市としては、「井上家資料」が、井上家の来歴・我孫子での干拓事業などを物語る貴重な古文書、民具類、書画類などを数多く含み、指定文化財である建物の建築年代や経過を示すものもあることから、指定文化財に値すると考えています。それでは、諮問にあたり、調書につきましては西川委員からご説明いただければと思います。よろしくお願い致します。

西川委員

調査報告書を読み上げる前に、調書について検討事項があります。今回、委員の先生方にはいくつかの調書案をお送りしていますので、そのご説明を致します。一つは有形文化財と有形民俗文化財を同じ調書とするものです。次に有形文化財と有形民俗文化財を分けて調書を作成致しました。また、有形民俗文化財については、「民俗資料」と表記したものと、「民具」と表記したものをそれぞれ作成しました。表記方法について、いずれが調書としてふさわしいか、ご意見いただければと思います。

少し補足説明を致します。井上家資料については、資料 7 の議事録にもありますように、美術品等も含めて一括して指定するということになりました。そのうえで、資料 8 をご覧ください。文化庁が示している文化財体系図です。この体系図を見ると、古文書は有形文化財にあたり、民俗資料は民俗文化財にあたるため、分類が異なります。これを一括して指定していいのかという問いが事務局よりございました。次に民俗文化財ですが、民具という名前も検討されております。これも民具という言葉でいいのかどうか。体系図どおり民俗文化財として指定した方

がいいのではないかということで、その結果、資料1から6まで異なる種別を記載した調査報告書を作成し、審議会の先生方にお伺いするということになりました。以上のことからお伺いしたいのですが、有形文化財・民俗文化財を一括した方がよろしいでしょうか。分けて指定した方がよろしいでしょうか。

梅村会長 これについて、いかがでしょうか。

佐野委員 西川先生、ありがとうございます。民具については私が民具に関係しているものからお話させていただきますが、文化財だと有形民俗文化財ということでよいと思います。それから、有形民俗文化財から見ると、手賀沼の開拓には低湿地文化論や農漁民文化に非常に特徴があります。そういったものも含めるということで、なるべく一括でまとめた方がよいのではないかと思います。井上家資料には、有形民俗文化財で言うと、生業関係の民具が少ない。ですから、大きく手賀沼での生業をひとまとめにして指定してもいいのではないかと思います。

梅村会長 他にご意見ございますか。

河東委員 (事務局：機器不調のため前半部聞き取れませんでした)
…2つ併記をするという事例もなくはないです。それから、これは少し意味が違いますが、名勝に指定されている庭園等でも、中の建物だけ別に重要文化財、建造物として、たとえば松戸の戸定邸等は、全体が名勝指定ですが、建物は重要文化財(建造物)に指定されています。範囲が少し違いますけれども、最初にお話した旧浜離宮庭園や小石川後樂園等は、同じ範囲で特別史跡と特別名勝にダブルで指定をかけているので、どちらにも解釈できます。逆に言うと、民具も歴史資料であるという言い方もできなくはないので、私はどちらの専門家でもありませんが、併記でもいいのかなという気はしています。

梅村会長 併記でよろしいのではないかと河東先生のお考えですが、他にご意見ありますでしょうか。

金丸委員 例えば井上家資料には浮世絵、写真というのが相当数ありますね。この浮世絵というのはおそらく美術関係の有形文化財として指定するまでの美術的な価値があるとは認められない。価値が低いわけではないのですが、

どちらかという、この井上家という存在そのものを証明する、そしてその当時の状況を裏付ける文化財として重要なものです。であれば、河東委員がおっしゃったように併記する形になればそのあたりも上手くまとめて指定できるのではないかなと思います。

梅村会長 西川委員、いかがでしょうか。

西川委員 佐野委員、河東委員、金丸委員のご意見を伺いまして、資料2の調書がよろしいかと思いました。梅村会長、いかがでしょうか。

梅村会長 私もその方がよろしいかと思えます。井上家資料は、とにかく範囲が非常に広いものですから、それを一括で示すとなると資料2の調書になるかと思えます。古里先生、いかがでしょうか。

古里委員 私が松戸に居りました時に、戸定邸の指定に関わりまして、あれは最初に名勝指定になって、後に建物が有形文化財になったという経緯でございます。今回は併記で構わないと思えます。

梅村会長 それでは種別としましては資料2のとおり、有形文化財（歴史資料）と有形民俗文化財という形で報告をしていただくということでよろしいでしょうか。

佐野委員 ちょっとお伺いしてもいいでしょうか。手賀沼というと隣の印旛沼を思い出しますが、印旛沼の方は何かこういう形での指定はあるのでしょうか。

事務局 印西は市史の資料編を作成しており、その中に印旛沼の記載はありますが、文化財登録したという話は聞きません。また、井上家のように名主邸が今も残っているというのは比較的稀な例です。印西市の方でも、引き続き調査をしているという話は聞いています。

西川委員 今後調査しまして文化財審議会でも報告したいと思います。

梅村会長 では、西川委員、調査報告をお願い致します。

西川委員 （調書報告書の読み上げ）

梅村会長 ありがとうございます。内容についてよろしければ、お手元の諮問書の写しに基づきまして審議に入りたいと思います。何かご質問、ご意見などございましたらお願いします。

河東委員 調書の中で家に関する資料、とありますが、家というと家庭や家族という印象がありますが。

事務局 以前刊行した井上家資料目録に沿って分類を行っています。この資料目録では家族に関すること、家督に関すること、習俗に関することの他に家の建築に関することも含めて家としています。

梅村会長 他に何かご意見ありますでしょうか。

 ないようですので、諮問を受けました「井上家資料」につきましては、原案のとおり、市指定文化財の指定に値するものであり、意見等は無いものとして、答申します。

小林課長 ありがとうございます。答申書は後ほど会長にご確認をいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。事務局は、この答申書を受けまして定例教育委員会に議案として上程したいと思います。

梅村会長 よろしくお願ひ致します。それでは、次の議題、指定文化財候補についてに移ります。事務局からご説明をお願いします。

辻主幹 お手元の資料をご覧ください。昨年2月、我孫子市内の旧家の所有者から、住居を国の登録有形文化財にしたいという申し出がありました。12月に文化庁の実査を受け、登録有形文化財に値するとの判断となり、現在登録作業を進めているところです。同時にご自宅の庭にあるケヤキの木を市指定文化財にしたいという要望も受け、昨年8月と12月に浅間委員に現状確認をしていただきました。そこで、今回、指定文化財候補に登録してよろしいかご検討いただければと思います。

梅村会長 それでは、このケヤキの木の指定文化財候補について、浅間委員、ご覧になっていかがだったでしょうか？

浅間委員　このケヤキは非常に巨木で、高さが 24m、幹回りが 7m 弱あり、立派な木です。指定する場合には巨木であることとか、歴史的に大事だということが問われるかと思います。このケヤキはその巨木さからも目を見張るものがありますが、我孫子市では市内の巨木について文化財調査を行っているのでしょうか。位置付けをしっかりとさせることが必要だと思います。

事務局　当該旧家は市内都部にあり、かつては村役人を務めた家です。おそらく江戸時代前期まで遡れる家であり、ケヤキはその時代から植えられ、大事にされてきたようです。しかし、市内で江戸時代まで遡れる木がどれくらいあるのか、というような調査は市として行ったことはありません。

浅間委員　今後事務局の方で巨木の調査を進めていただければと思います。調査を行うことで、このケヤキの位置付けが出来ます。また巨木だけでなく、歴史的に重要な木もあると思うので情報を収集し、リスト化していただければ今後の参考になると思います。この巨木は立派なもので、県が発行したパンフレットでも巨木として紹介されたことがありますが、我孫子の中での位置付けをしっかりとさせる必要があると思います。

金丸委員　資料を拝見すると、屋敷林ではなく庭づくりの中のひとつのシンボルとして育まれた木なのではないでしょうか。単独で庭の中央付近にあるようですが。

浅間委員　これは屋敷林ではなく、庭に植えたものだということです。ヤドリギなども生えており、渡り鳥も休んだ形跡があります。樹形もいいし非常に立派ないい木だと思います。ただ、管理の仕方が自然の木と庭木は異なりますので、そのあたりも考慮する必要があると思います。

梅村会長　それでは、浅間委員のご意見を考慮に入れつつ、ひとまず指定文化財候補に登録するという事によろしいでしょうか？

(異議なし)

小林課長　ありがとうございます。それでは、調書については、調査をして下さった浅間委員に引き続きお願いしたいのですが、よろしいでしょうか？

浅間委員 はい

梅村会長 浅間委員、よろしくお願い致します。指定文化財候補に関しては、以上でよろしいでしょうか。では、本日の議題については以上になります。事務局から報告等があればお願いします。

辻主幹 我孫子市文化財保存活用地域計画についてご報告いたします。
まず、昨年の令和2年度第1回文化財審議会では、この計画についてご意見・ご助言をいただきありがとうございました。文化庁による大幅な修正を経て、昨年12月18日、文化庁から認定を受けました。現在までの認定数は全国で23件、我孫子市は銚子市と同時で千葉県で初の認定となりました。

今回の計画では、市の基本計画との整合性を図るため、計画期間を7年とし、そのなかで、どの事業を優先的に行うか整理しました。我孫子市としては、主に近郊からの日帰り観光にターゲットを絞り、情報発信や文化財施設を活用していくこととしました。その他にも学校連携や新しい技術を導入した説明板の作成等にも力を入れ、若い世代への周知も積極的に行っていきます。また、国からの交付金等で、計画的に文化財施設の補修、保存等を行っていきたいと考えています。地域計画については、今年度中に製本いたしますので、完成次第、委員の先生方にお渡しできればと思っております。今後は、審議会でもこの計画の進捗等をご報告するつもりです。

次に下ヶ戸貝塚考古遺物に関するご報告です。下ヶ戸貝塚の報告書が今年度で8冊目となります。これにあたり、来年度、江戸東京博物館を起点に全国いくつかの博物館で開催される「発掘された日本列島展」に下ヶ戸貝塚から発掘された資料の出品が内定しました。現在、文化庁と連携しながら準備を進めております。以上になります。

梅村会長 ありがとうございました。それでは、以上を持ちまして本会を終了いたします。